

民商だより



川越・東松山民主商工会 2020年9月16日 N0.31

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

これから支払う国保・介護・後期保険税、住民税、固定資産税、自動車税 使おうコロナ特例申請減免制度！続けよう商売！

コロナ過が続く中、融資や持続化給付金などで一時的に急場を凌いだ方も、資金が不安になっている声が多く聞こえます。商売の継続へ、これから支払うべき納税分に対する猶予制度を活用していきましょう。

★税務署に対して

○**国税（税務署分）**が一時的に支払えない場合＝ ★「納税の猶予」の活用を

①納税することにより、事業や生活の継続を困難にする恐れがある。②納税する誠意がある。③他の国税の滞納が無い。④納期限から6か月以内に納税の猶予申請書が提出できる。これに当てはまる場合、納税の猶予が申請できます。原則1年、最大2年納税が猶予されます。延滞税が1.6%まで減額されます。

○**国税**がコロナの影響で**売上が20%減少**している＝ ★「納税の猶予（特例）」の活用を

①令和2年2/1～令和3年2/1までに納付期限がくる税金で、売上が前年同月比でおおむね20%減少しているところの1か月がある。②一度に納税することが困難な場合、納税の猶予（コロナ特例）が申請できます。原則1年、最大2年納税が猶予されます。担保要件は提供しません。延滞税が無料になります。

○**法人税、消費税、源泉所得税**が、納付期限内に支払うことができない場合

＝「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」の記載で個別延長が出来ます
納付書、申告書に記載することで、2カ月間期限が延長されます。

★市役所や町役場、県税事務所に対して

○市県民税・町県民税（**国保、介護、後期、住民税、固定資産税、自動車税、軽自動車税、個人事業税**など）が、コロナの影響で**売上が20%減少**している＝ ★「徴収の猶予（特例）」の活用を

国税の納税の猶予（特例）と同じ条件で、納税支払が猶予されます。国税、地方税共に売上減少額が20%に満たなくても、申請することによって「**申請型の換価の猶予**」が受けやすくなり、計画分納の実行と延滞税が緩和されます。

これら納税の猶予、徴収の猶予の申請で、所得や売上の状況によりますが、これから支払うべき税金の減額や、執行停止（免除）になる可能性もあります。

○**コロナ特例猶予**では**6か月分の支出分**現金・預金を手元に置いておくことができます

納税・徴収の猶予（特例）では、今後の運転資金（仕入れや経費）、生活費、借入金の返済額などの6か月分を、現金預金などで手元に残しながら猶予を受けることができます。

すでに申請をして住民税の減免となった会員さんもいます。売上の減っている月があれば積極的に特例猶予制度を申請していきましょう。

○**今年の売上が30%以上減少**する見込みの場合

＝★これから支払う**国保・介護・後期高齢保険税**が免除・減免されます

7月にもお伝えしましたが、年間の売上が昨年と比べて30%以上減少する見込みの場合、申請後から納税すべき国保・介護・後期保険税が全額免除、もしくは一部減免ができます。9月中の提出だと、国保で第3期～8期までの国保税が減免されます。

主たる生計維持者（世帯の中で一番稼いでいる方）の収入の3割減少が要件となっています。（社会保険で）外で勤めている息子や娘が主たる生計維持者の場合、世帯分離をして減免を受ける会員さんもいます。

しかし世帯分離をすることでのメリット・デメリットもありますので、一緒に民商で検討をしましょう。



○**2月～10月の売上で連続する3カ月の売上が**昨年の同月と比べて**30%以上減少**

＝★2021年度の**固定資産税**の納付額が半額、もしくは全額免除されます

コロナによる売上げの減少が、連続する三カ月の比較で30%～49%減少の場合は50%、50%以上減少の場合は100%の2021年分固定資産税が減免されます。

事業用に使用する部分に当たりますので、減免基準は自宅兼事務所の場合、確定申告等で按分している割合になります。

事業分割の認定や帳簿等の確認に、認定経営革新等支援機関の確認が必要です。地域の商工会議所や商工会、税理士、中小企業診断士、コンサル会社、各種金融機関（銀行・信用金庫）、農協などの協同組合が認定経営革新等支援機関になっています。

申請は来年の2/1が期限となっています。自治体によっては、すでに申請が可能な場合があります。

★年金事務所に対して

○**コロナの影響で今年の所得が減少**する見込みの場合

＝★**国民年金保険料**の減免・免除、納付の猶予が申請できます

2020年の所得金額が減少する見込みの場合、国民年金保険の月額支払いが減額できる場合があります。減額期間分は受給時に1/2となりますが、あとから過去10年分を追加納付することもできます。

○**社会保険加入事業者対象、コロナ休業などで従業員の給料が減った**

＝★**社会保険料**の標準報酬月額が1カ月分から減額改定することができます

社会保険料納付額は、3カ月での支払給与減額以降しか申請できませんでしたが、特例として1カ月分から改定が出来ます。他にも支払いが難しくなれば、納付の猶予申請が出来ます。

民商集団健診のおしらせ 場所＝西部診療所（川越市天沼新田 307-1）

日時 川越市国保・後期高齢の方 9/23～10/10

川越市外・40歳未満の方 9/25、28、10/5

費用 **共済会員無料**（市外・40歳未満の方は前払い7,920円）

★民商の集団検診では、市の特定検診に心電図検診が無料で追加されています。（75歳以上の方は、心電図とレントゲンが無料で追加されています）

★事前に予約をお願いします。詳しくはチラシをご確認ください。

民商公式LINE
QRコード